

日本精神科看護学術集会

一般演題投稿規程

1. 本学術集会の趣旨

本学術集会は、精神科看護領域の学術の振興を図ることで、人々のこころの健康と福祉に寄与し、精神的健康について援助を必要としているすべての人々に対する支援力の向上を目的としている。

また、本規程は、日本精神科看護学術集会および日本精神科看護専門学術集会における、一般演題(会員発表)の投稿などに関する規程を定め、もって発表機会の公平性を確保するとともに、発表内容の充実・向上に資することを目的とする。

2. 投稿者・発表者の資格

投稿の代表者(以下、投稿者)および共同研究者(協力者)は、投稿時ならびに発表時ともに一般社団法人日本精神科看護協会(以下、日精看)の正会員(年会費納入済み)に限る。ただし、入会手続き中の者もこれに含まれる。

ただし、演題要旨などに記載する共同研究者(協力者)について、正会員となる資格を有しない場合は非会員が含まれても差し支えない。

※会員資格があるのは、医師、保健師、看護師もしくは准看護師の免許取得者および精神保健・医療・福祉領域での業務経験を有する者である。

3. 投稿区分

投稿区分は、「実践報告」「研究」のいずれかである。

1) 実践報告

(1) 実践報告とは

臨床でなんらかの結果が起きたときに、その事象に対する実践や介入について、その実践や介入の内容と、その結果、および「一連の過程で何が起こっていたのか」を振り返り、考察してまとめることである。

(2) 実践報告の目的・意義

実践報告は、現場で行われている看護実践や看護を提供する環境などに潜む課題や効果を見つけ出して検証し、実際の現場での活動や経験にもとづく知見・技術を提示することによって、よりよい実践や実践の課題を共有でき、質の高い看護の提供につなげることを目的としている。

2) 研究

(1) 研究とは

看護の質の向上を図るために、「問い」を立て、実践している看護のエビデンスを明確にしたり、看護実践を評価して新たな看護を創造したりし、得られた知見と実践への示唆が論理的に、一貫性を保って述べられているものことである。なお、事例研究については論理的一貫性を保つたものは研究に含むものとする。

(2) 研究の目的

研究は、慣例的に行っていた看護や技術の有用性を裏づけるエビデンスを明確にして評価し直し、科学的なエビデンスにもとづいた看護の実践を可能にすることにより、看護の質の向上に役立つ。一方、エビデンスのない看護や技術を見直し、変更や改善、場合によっては中止する

ことにより、安全な看護の提供につなげることも目的としている。

4. 不正行為の禁止

1) 多重発表・投稿の禁止

他誌などに掲載されたもの、および投稿中のもの、ほかの学術集会などで発表されたものを重複して投稿してはならない。ただし、学術集会開催規程に記載されている、支部学術集会、および数支部が集まって開催するブロック学術集会、各施設内での発表は、当協会内発表として投稿することができる。

また、対象・方法・研究目的などが共通で、本来は1つの論文として報告できる研究を、分析側面を変えて複数の論文として投稿する、いわゆる分割投稿(サラム論文)は、禁止する。その理由は、一部の論文にしか気づかない読者に研究結果の理解の偏りを生むことや、複数の研究の結果を統合して統計解析をする場合の結果をゆがめ学術の発展の妨げとなること、さらには論文数の意図的な水増しとみなされる非倫理的行為となることがあるためである。採用後にこれらが発覚した場合には、発表や学術集会誌への掲載を取り消し、その旨を日精看オンラインで公告する場合がある。

2) 捏造・改ざん・盗用などの禁止

捏造とは、事実にもとづかないデータなどをつくり出すこと、改ざんとは、データを根拠なく真正でないもの書き換えること、盗用とは、ほかの研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用することであり、これらの行為を禁止する。

自著を引用する場合であっても、自身の固有名詞を明記し、文献リストに記載する必要がある。

5. 倫理的配慮

投稿される原稿は、対象者への倫理的配慮がなされたものであり、かつ原則として、研究代表者もしくは共同研究者が所属する施設の研究倫理審査委員会などで承認を得て実施したものでなくてはならない。所属する施設において、研究倫理審査委員会などが無い場合には、日精看の研究倫理審査の活用を推奨する。

倫理的配慮の詳細は、別紙の研究倫理チェックリストを参照する。

6. 利益相反の申告

投稿に際し、利益相反に関する自己申告を行わなければならない。利益相反の有無は、必ずしも演題採否判定に影響しない。

※利益相反とは、研究にバイアスをもたらす可能性のある利害関係のことである。

7. 投稿原稿の作成方法・注意事項

投稿原稿は、一般演題執筆要領(以下、執筆要領)にしたがい、指定されたフォーマットに則って作成する。原稿は簡潔で、一貫した論理性のあるものとし、読み手に趣旨が正しく理解されるよう表現に留意して作成する。

執筆要領にしたがい、倫理的配慮および利益相反について明記する。さらに、書籍や雑誌などからの引用時には出典を明記する。人物や施設などが特定できる写真を使用する必要がある場合には、当該者に肖像権の承諾を得たうえで、写真にその説明文を添えて掲載する。

8. 投稿および投稿後の手続き

投稿原稿は、日精看オンラインに示した方法で投稿する。

投稿する前に、投稿区分、テーマ、投稿者名、日精看会員番号、所属支部、所属施設、連絡先の E-メールアドレス、必要要件(不正行為がないこと、倫理的配慮がなされておりその旨が記載されていること、利益相反を開示していることなど)を確認する。

投稿された演題は、査読を経て、教育認定委員会で採否判定を行い、その結果を投稿者に通知する。採用の決定は、連絡先に記載された E-メールアドレス宛に通知され投稿システム(オンライン上)で確認をする。条件付き採用の場合には、コメントへの回答および修正原稿を、通知された期限内に再度提出する。採用された投稿者には、プログラム・抄録集に掲載する前の原稿を確認し校正を行う機会が一度提供される。

9. 著作権の帰属

採用された演題の著作権は、当協会に帰属する。また、抄録などの投稿者から協会への著作権の譲渡は無償とする。

10. 論文投稿

一般演題において、投稿区分の「研究」については、学術集会で発表後、当該年度内に論文にまとめて『日本精神科看護学術集会誌』に投稿することができる。投稿した論文は、査読を経て採用されたものが掲載される。

附則 本規程は、令和8年4月1日より施行する。